

背景

気候変動等による農業生産への悪影響が顕在化する中、我が国の食料の安定供給を確保するためには、産官学の連携の下、**高温耐性・耐病性、多収性等の形質を有する重要品種**を育成・普及させることが急務

(本法と併せて、**種苗法の改正**により、重要品種を始め品種の**育成者権の保護を強化**)



高温による影響 (トマトの裂果) (空になった玉米粒)

法律案の概要

1. 重要品種育成事業

- ・ 国の基本方針に即して**産官学が重要品種の育成計画**を作成し、**農林水産大臣が認定** (第6条関係)
- ・ 重要品種の効率的な育成を図るため、**先端的な研究設備の利用等に係る特例**を措置 (第9条関係)
- ・ 育成された重要品種について、**品種登録出願を義務化** (第10条関係)

【認定のメリット措置】

- ① **(国) 農研機構の研究施設・設備の供用等** (農研機構法の特例)
- ② **品種登録出願料等の減免** (種苗法の特例)

2. 重要品種種苗生産事業活動

- ・ 国の**基本方針**を踏まえ、**都道府県**が、国と協議の上、**基本計画**を作成 (第12条関係)
- ・ 都道府県の基本計画に即し、**種苗生産者が生産計画**を作成し、**知事が認定** (第16条関係)
- ・ 重要品種の効率的な生産を図るため、**農地の利用調整等に係る特例**を措置 (第19条関係)

【認定のメリット措置】

- ① **種苗生産関係者**による**地域計画の協議の場への参加**の申出が可能 (農業経営基盤強化促進法の特例)
- ② 種苗生産者と周辺農業者で結んだ**栽培管理協定**の効力が協定農地の**継承者にも継続** (承継効・民法の特例)
- ③ 計画内の農地について、**農用地区域内農地への編入手続の簡素化** (農振法の特例) 等

国の基本方針 (国が重要品種の育成・普及の旗振り役)

- ・ 育成・普及すべき重要品種 (高温耐性・耐病性・多収性等) の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性 (ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及)
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護 等

認定 ↓ ↑ 申請

同意 ↓ ↑ 協議

重要品種育成事業計画
(農研機構・都道府県・民間企業が単独または共同で作成)

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等

新品種の情報を国が都道府県に提供

都道府県基本計画
(都道府県が作成)

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

認定 ↓ ↑ 申請

重要品種種苗生産事業活動計画
(種苗生産者が単独又は共同で作成)

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成

- ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場への参加の申出が可能
- ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
- ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日